

# エグゼクティブ・サマリー

## 中国経済の改革の方向性とビジネス環境

2024年白書を公表してからの一年、中国の内外のビジネス環境は大きく変動している。米国における選挙、政権交代と政策転換による米中関係の変化、貿易構造の急激な変化を受けた欧州等との貿易摩擦など、外部環境に大きな変化が見られる一方、国内的にもIT、AI、ロボティクスをはじめとする諸々の先進技術導入や過去の急激な経済成長の緩やかな鈍化、高齢化など社会構造の変化なども明らかになりつつある。このような情勢の変化を受けて、中国では、データ三法、輸出管理法、政府調達法など幅広い法律の細則策定や細則案の意見募集、これらの法に基づく規制対象の公表や具体的措置の導入など外資企業の貿易・投資に影響を与える措置が導入されつつある。

国務院は2025年2月に「2025年外資安定化行動方案」を発表し、2025年の政府活動報告においても、対外開放を堅持するとの方向を打ち出している。同方案は国務院が2024年3月に発表した「ハイレベルの対外開放の着実な推進と外資の誘致・利用の促進に関する行動計画」と同様これまでの白書で示す建議と方向性を一にするものがあり、行動方案・行動計画の着実な実施と実現が期待される。

商務部による外資への進捗説明会は継続的に開催されており、2025年2月の経済三団体訪中団と中国政府幹部との意見交換等からは、外資企業と対話をしつつビジネス環境を整備しようとする姿勢がうかがえる。今後外資企業の声の実施細則の策定や行政の運用に着実に反映されると期待するとともに、進捗や改善事項につきすべての企業がフォローしやすいよう、文書での進捗や改善状況の定期的情報公開を要望する。

2025年3月に東京で開催された第6回日中ハイレベル経済対話後、中国政府から同対話の成果が公表された。それらの多くは本白書と方向性を一とするものであり歓迎したい。特に、公正・透明・予見可能なビジネス環境の提供を目的とした「日中ビジネス環境円滑化ワーキンググループ」の開催や、中国政府部門と中国日本商会の対話の開催は日系企業が直面している課題の解決に貢献し得るものである。是非とも積極的且つ重層的な交流を基にした、日中双方にとってウィンウィンとなる建設的対話が持続的に行われることを期待する。

2024年白書の建議のうち、改善が見られた主な項目を挙げると以下のとおりとなる。

## 2024年白書 改善が見られた主な項目

### (1) 一日も早いビザ免除措置の再開、ビザ審査期間の短縮 (2024年白書P.122「労務」①)

外交部は2024年11月22日の記者会見で、日本の一般旅

券保持者に対し2024年11月30日から2025年12月31日までの期間でビザ免除措置を適用すると発表した。ビザ免除となる滞在期間は従来の15日以内から30日以内に延長された。当該措置を歓迎するとともに、日本と中国における人的交流の活性化を期待する。ただし、当該ビザ免除政策は2025年12月31日までに限り試行されるものであるため、2025年12月31日以降も引き続きビザ免除政策を常態的に施行することを要望する。

### (2) データ三法における進捗

サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法の3つの法律（データ三法）の制定が行われ、弁法、細則、標準等の策定が進んでいる。2024年3月に公布・施行された「越境データフローの促進・規範化規定」により、機微な個人情報を除き、個人情報の中国国外への越境移転の際の手續が緩和されたことについては一定の評価ができる。また、2024年には一部の自由貿易試験区でデータの域外移転に関するネガティブリストにて、データ域外移転安全評価の申告や個人情報域外移転標準契約の締結、個人情報保護認証の取得が必要な分野やケースが示された。このように、情報セキュリティに関する弁法や標準、ガイドライン等の策定が進められ、相次いで公布されているが、これらの策定過程において、外資系企業を含む関係者の意見を取り入れるとともに、クラウドサービスなどの新しいビジネスの発展を妨げることや、外国製品やサービスを差別的に取り扱われることがないよう、制度の制定や運用面での配慮を要望する。また、施行に際しては事前のガイダンスの提供や十分な対応期間の確保および円滑な施行に向けた関係政府部門間での調整・連携を要望する。

### (3) 投資性会社の投資原資の多様化 (2024年白書 P.338「銀行」⑩)

外資投資性会社の再投資について、商務部は2025年1月の記者会見で、投資性会社の資本投資において国内借入を利用できない現行の規制を解除すると発表した。投資性会社における中国向けM&A等の資本投資は、これまで親会社からの外債、中国国内傘下企業からの配当より拠出されることが一般的であったが、規制緩和によりグループ企業の余剰資金等を充当できるようになる。商務部によれば、外資企業による国内再投資が拡大するなか、外資からの改善要望に対応するものと表明があった。早期に細則への反映および具体的な運用の開始を望む。

### (4) 電信業務ライセンスに関する外資規制の緩和 (2024年白書P.276「情報通信」1.)

データセンターやクラウドサービス等の付加価値電信サービスにおいて、2024年10月23日に施行された一部地域での試行については歓迎したい。当該分野における対外

開放が一部地域に限ったものではなく、全国的に展開され、外資系企業が自国で培ったノウハウを活用し、中国で魅力的なICTサービスを展開できるよう、引き続き緩和することを要望する。

#### (5) 化粧品安全評価の適切な運用整備等 (2024年白書P.230「化粧品」7.)

当初2024年5月からの開始が予定されていた化粧品安全評価報告書(完全版)について、2024年4月に「国家薬監局による化粧品安全評価管理の一部措置の最適化に関する公告(2024年第50号)」により開始時期を1年間の猶予期間を設け、2025年4月30日までこれまでの化粧品安全評価報告書(簡易版)での申請も受理するとされた。化粧品安全評価報告書(完全版)への移行における準備期間の延長は歓迎するところである。化粧品安全評価報告書(完全版)の提出にあたっては、過度な要求にならない適切な記載要求を引き続き要望する。

#### (6) 小売業界における模倣品の販売 (2024年白書P326.「小売」⑪)

これまで小売業界においても正規商品ではない商品が多く販売されていたが、模倣品販売を行う店舗への取り締まりもあり、以前と比較すると改善の傾向にある。しかしながら、商標権を違法に侵害し、模倣商品を製造する業者、それを知らずながら販売をする業者は依然として存在していることから、引き続き処罰を強化し、市場に流通する違法・規則違反の商品の取り締まりを実施いただきたい。

#### (7) 電子発票の促進 (2024年白書P.118「税務・会計」⑫)

特に2024年の1年間において、電子発票の導入エリアは拡大し、ほぼ中国全土に広がって促進された。

### 中国経済における日本企業の貢献

中国が成長の質と効率の向上を図りながら経済成長を実現していく中で、日系企業は重要な役割を果たしてきた。貿易に関しては、中国海関統計によると、日本は第3位の貿易相手国(2024年輸出入総額)であり、中国にとって日本は貿易総額の5.0%を占める重要な貿易パートナーとなっている。

投資に関しては、中国国家外貨管理局によると、2024年の国際収支統計における中国の対内直接投資額は45億ドルで前年比89.5%減となった。他方で、統計基準は異なるものの、日本の財務省(速報値)によると、2024年の日本から中国へのネットの直接投資は4,931億円の前年比1.0%増となっている。日本の外務省の「海外進出日系企業拠点数調査令和5年版」では中国の日系企業の拠点数が3万1,060拠点となっており、大企業から中小企業、幅広い産業の日系企業が中国で活動を行っている。

### 日系企業の中国へのスタンス

中国日本商会の第6回景気・事業環境認識アンケート(2025年2月12日発表)によると、2024年対比で2025年の中国への投資額を増加させるかとの問いに対し、回答した在日系企業(1,484社)のうち16%の企業が「大幅に増加させる」または「増加させる」、42%の企業が「2024年と同額」と回答している。また、2025年以降の中国市場をどう考えているかという問いに対して、53%の企業が「一番重要な市場」または「三つの重要な市場の一つ」と回答している。ジェトロの調査(2024年度海外進出日系企業実態調査)においては、今後の1~2年の事業展開について在中国日系企業のうち「拡大」と回答した企業は21.7%と前年に続き3割を切り慎重な姿勢がみられるが、「現状維持」は64.6%と大多数の日系企業は中国市場でしっかりと根を下ろしてビジネスを続けていく強いコミットメントを持っている。前述の第6回日本商会アンケートにおいては、中国の事業環境に「非常に満足」と「満足」と回答した企業は64%に上っており、1年前の第2回日本商会アンケートと比較すると10ポイント改善している。中国政府による事業環境の改善の努力は見られるが、国内企業との不平等さや、当局による突然の検査実施、制度の不透明性や煩雑性に対する改善要望が挙げられており、引き続き事業環境の改善を求めたい。

### 中国政府に期待すること

中国政府は2025年の政府活動報告において、外部環境がいかに変化しても、終始一貫して対外開放を堅持し、「ハイレベルの対外開放を拡大し、貿易・対中投資の安定化に積極的に取り組む」こととしている。また、貿易安定化政策の実施に注力し、企業の安定性と市場開拓を支援するとしている。さらには外商投資を大いに奨励するとして、外国投資家による再投資拡大を奨励し、産業チェーンへの参加を支持することを明らかにしている。日本企業としてはこれまでのように、あるいはそれ以上に、中国の質の高い経済発展に貢献をしていきたいと考えている。

良好な日中関係の構築には、相互信頼を育くむための環境が重要である。相互信頼の土台となるのは人的交流であり、短期ビザ免除措置の再開による効果を期待したい。そのためには、在留邦人の安心・安全な環境づくりは必須である。また、反スパイ法の運用の不透明性の排除など、予見可能なビジネス環境の確保を期待する。

また、両国政府間のハイレベルの対話や往来が国際情勢や政治的情勢に左右されず、定期的且つ確実に開催されることを期待したい。過度な輸出規制や貿易措置の応酬は、民生用品のサプライチェーンを阻害する影響にもなりかねない。真に安全保障にかかるものに限定し、適切な運用を要望する。

中国政府により改革・開放路線が適切な形で進められ

れば、両国間の貿易・投資関係が深化するポテンシャルはまだまだ大きい。中国政府においては経済建設のプライオリティを高め、さらなる経済対策を行い、経済の安定的発展を引き続き期待する。さまざまな経済主体が中国経済への自信を取り戻し、中国のポテンシャルを最大限発揮できるよう、力強い経済運営に期待したい。

改革の深化にあたり、長きにわたり中国で事業に携わってきた日系企業が直面している課題の分析と解決のための建議をとりまとめた本白書にはヒントとなるものが多く含まれると確信している。この中の少しでも今後の政策運営の参考としていただきたい。

本白書では、日本企業が、中国ビジネスの現場で直面している課題を各分野・業種・地域で557の建議を集約している(別表)。そのうち、主要なものを「公平な競争」「対外開放」「行政の予見性・透明性向上と円滑化」の3つの観点から整理すると、下記のとおりである。

## 建議の三要素と主要な建議

### (1) 公平な競争

第14次5カ年規画では、高水準な市場体系を建設し、平等な参入や公正な監督管理を堅持し、公平な競争が行われる国内統一市場を形成することが強調された。外資投資法および外商投資法実施条例においては、内資外資平等の原則がうたわれている。2025年3月の全人代の政府報告においても「外資企業の内国民待遇を着実に確保し、『投資中国』のブランド力を高め、外資企業のよりよい発展を後押しする」としている。本白書では市場原理が十分に活きるように、公平競争の障害となっている各種制度の見直しや、透明性の高い市場経済ルールの整備とその適正な運用を要望する。

- ・輸出許可申請の円滑化・迅速化(第2部第1章 貿易①)
- ・輸出管理法の関連細則や管理品目の公表および国際標準に則した運用(第2部第1章 貿易②)
- ・公的標準策定プロセスの運営方法統一と透明性・公平性の向上(第2部第2章 投資⑨)
- ・大型企業等による優越的地位の濫用に対する規制の導入をめぐる慎重な検討、または当該規制における不明確な点の解明(第2部第3章 競争法⑩)
- ・外国の著名商標保護強化(第2部第6章 知的財産権②)
- ・政府調達における原産地認定基準の早期明確化(第2部第9章 政府調達①)
- ・外資系企業と中央企業・国有企業の公平且つ公開取引が可能なビジネス環境の構築(第2部第9章 政府調達④)
- ・「安可」「信創」制度の明確化と認証製品に関する情報公開(第2部第9章 政府調達⑧)

- ・日本産水産物の輸入一時停止措置の撤廃(第3部第1章 農林水産業・食品④)
- ・輸入通関時の追加証明書の法令に基づく対応の徹底、従来どおりへの期間短縮(第3部第1章 農林水産業・食品⑤)
- ・日本産食品の輸入規制の解除・緩和(第3部第1章 農林水産業・食品⑥)
- ・医療機器等：輸入品に対する調達品選定プロセスの適正化(第3部第4章4. 医療機器・体外診断用医薬品⑦)
- ・情報セキュリティに関する国産要求(第3部第4章9. 事務機器⑦)

### (2) 対外開放

第14次5カ年規画においては「より高水準な開放型経済新体制の建築」として、対外開放のレベルを全面的に引き上げ、貿易・投資の自由化・円滑化を推進し、高水準な対外開放を進めることとされている。2025年3月の全人代の政府報告においても「サービス業開放拡大総合モデル事業を推し進め、インターネット、文化などの分野の秩序ある開放を推し進め、電気通信、医療、教育などの分野の開放の試行を拡大する」としている。今後このような自由化の方向性が法令改正に反映され、外資企業がより広い範囲で中国経済に貢献していくことができると期待している。

- ・外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)のさらなる緩和(第2部第2章 投資⑥)
- ・ネガティブリスト以外の法律・法規による参入規制の緩和(第2部第2章 投資⑦)
- ・規制緩和に向けた体制整備(第2部第2章 投資⑧)
- ・環境プロジェクトへの日系企業参入に向けた配慮(第2部第7章 省エネ・環境⑦)
- ・外国企業・海外コンテンツに関する中国市場参入規制の緩和(第3部第5章3. コンテンツ①②③)
- ・外商独资旅行社へ中国公民に対するアウトバウンド業務の全面開放(第3部第9章1. 旅行⑥)

### (3) 行政の予見性・透明性向上と円滑化

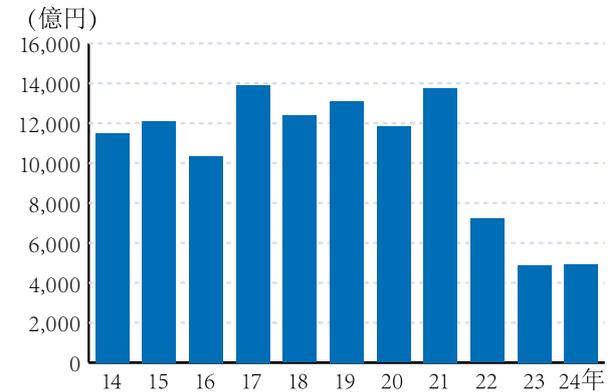
第14次5カ年規画では、放・管・服(行政簡素化と権限委譲、監督管理の強化、サービスの最適化)改革を深化させ、行政許可事項をスリム化していくことが強調されている。法に基づく規制が進められており、適切な法制度整備および執行が進められると期待している。

中国政府として「中国式現代化」および「改革開放」を進める中で規制・制度を変更していくことは当然のことである。規制・制度の変更を実施する場合には、十分な準備期間を確保し、文書で事前にホームページに掲載するなど情報開示時期および具体的実施方法について配慮するよう要望する。政策・法律・計画の策定をする際、外資系企業を含む関連業界との情報交換、関係国政府機関との調整も十分に行いつつ進めるとともに、実施細則等の規制の

整備や解釈の明確化、問い合わせ窓口の明確化が引き続き必要である。日系企業が法令遵守を適切に行うにあたり、当局による監視や取り締まりなど執行面において、担当者の恣意的な対応ではなく、内外資問わず統一した基準に基づく運用がなされることを要望する。加えて、企業に対する行政指導等を行う際には、その根拠法令やデータ等の違反根拠を書面で示す等の説明を要望する。

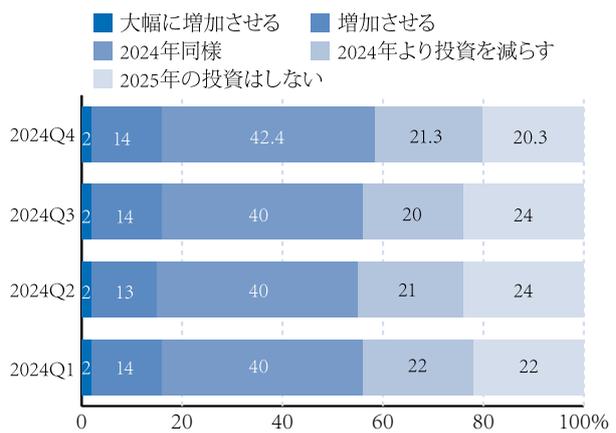
- ・税関規則・規定に対する解釈の統一および統一的運用の強化（第2部第1章 貿易⑤）
- ・「信頼できないエンティティ・リスト規定」の公平・透明な運用（第2部第2章 投資③）
- ・連続的・継続的な統計・調査データの発表（第2部第2章 投資⑯）
- ・企業支援策の統一的な情報提供（第2部第2章 投資⑰）
- ・税務規則の一貫性のある公平な適用（第2部第4章 税務・会計①⑫⑬）
- ・外国籍人員に対する免税措置の恒久化（第2部第4章 税務・会計③）
- ・日本人入国ビザ免除政策の常態化（第2部第5章 労務①）
- ・製品安全規格GB 4943.1-2022における国際規格に沿った市場監督の運用（第3部第4章8. 家電⑤）
- ・重要データをはじめとする情報セキュリティ制度の制定・運用における企業への配慮（第3部第5章1. 情報通信③）
- ・長期介護保険制度の早期全国統一導入（第3部第10章 高齢者関連サービス・産業②）

図1：日本の対中投資



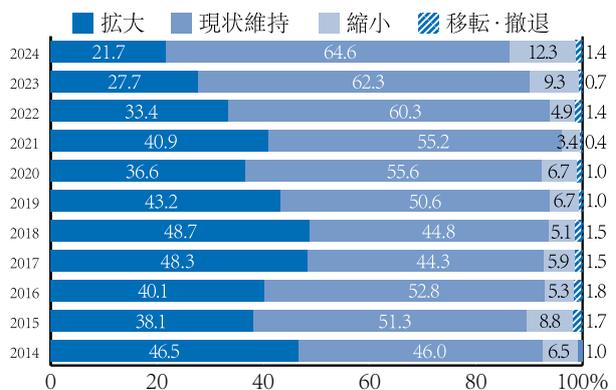
注：2024年は速報値  
出所：財務省

図2：前年と比較した2025年の投資額



出所：中国日本商会「会員企業景気・事業環境認識アンケート結果第6回」

図3：在中国日系企業 今後1～2年後の事業展開



出所：ジェトロ「海外進出日系企業実態調査」